

2020年3月24日

各位

ミライフ株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金及び電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からガス料金及び電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、以下の通り、特別措置を講ずることいたしましたのでお知らせいたします。

■参考

経済産業省発表（2020年3月19日）

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

<特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

<特別措置の内容>

○支払期日の1ヵ月延長

2020年4・5月分のガス料金及び電気料金について、通常のお支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

※「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページへ

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

特別措置のお申込みについては、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

ミライフ株式会社

【住所】埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 4-3-11

【電話】0120-046-370

【受付時間】9:00-17:30（日・祝日を除く）

ミライフカスタマーセンター